

別紙8（第28条関係）

東京の木多摩産材認証制度検証指針

1 目的

この指針は、多摩産材認証制度実施要領（以下「要領」という。）第28条に基づき、登録事業者（製材業者及びチップ等業者）及び利用事業者（以下「認定事業者」という。）が自主的に取り組む検査（以下「自主検査」という。）、並びに多摩産材認証協議会（以下「協議会」という。）の役割について定め、認証制度の適切な運用を検証し、もって消費者に信頼される確実な産地証明を継続することを目的とする。

2 自主検査及び方法

（1）自主検査は、次に掲げる

- ① 製材業者及びチップ等業者にあつては、要領第13条第1項第4号の規定に基づく東京の木多摩産材の分別管理の運用状況とその関連事項とする。
- ② 利用事業者にあつては、要領第18条第1項第2号の規定に基づく「とうきょうの木」商品の分別管理とその関連事項、並びに同項第3号の規定に基づく東京の木多摩産材の入荷等の管理状況とその関連事項とする。

（2）実施方法は、「東京の木多摩産材認証制度自主検査等実施マニュアル」を別に定めるものとする。

3 事業者の責務

認定事業者は、東京の木多摩産材の分別管理の徹底が消費者の信頼に応えることとなることを自覚し、自主検査に積極的に取り組み、その結果を協議会に報告するものとする。

4 協議会の役割

- （1）協議会は、事業者から報告のあった自主検査の結果を踏まえ、必要と認めた場合には協議会事務局による点検（以下「事務局点検」という。）を行うものとする。
- （2）協議会は、事務局点検の結果、適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により、事業者に伝える。
- （3）協議会は、事務局点検の結果、不適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により事業者に伝え、適正に運用するよう改善を促す。協議会は、後日、改善結果を確認するものとする。

5 改善指導及び確認

- （1）事務局点検の結果、事業者が要領第23条第2項各号に該当するような不適切な行為等を行っていることが明らかとなった場合は、「運用改善通知書」（別紙）の送付により、改善指導を行う。

(2) 協議会は、前項の改善指導を行った場合は、30日以内に、改善の有無を確認する。

附則 この指針は、令和6年3月19日から施行する。

附則 この指針は、令和7年9月30日から施行する。

別紙

年 月 日

運用改善通知書

殿

多 摩 産 材 認 証 協 議 会
会 長 ⑩

年 月 日に実施した東京の木多摩産材認証制度の運用に関わる検証で、
下記のとおり改善点が必要と認められるので、速やかに改善措置を行うよう通知する。

改善項目

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....